

浄化槽清掃業許可証

住所 帯広市西 24 条北 4 丁目 5 番地の 4
氏名 株式会社 北海道エコシス
代表取締役 鍛冶 彰男 様

令和 6 年 7 月 10 日に申請のあった浄化槽清掃業については、浄化槽法第 35 条の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	帯広市西 24 条北 4 丁目 5 番地の 4 株式会社 北海道エコシス
許可の期間	令和 6 年 7 月 22 日から令和 8 年 7 月 21 日まで

令和 6 年 7 月 11 日

士幌町長 高 木 康 弘



（注意事項）

この許可証は、浄化槽法第 39 条に規定する標識として使用することはできません。